

平成18年度事後事業評価書要旨

(事業評価方式により実施した事後評価)

平成18年8月
金 融 庁

事後事業評価の実施に当たって

1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

また、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事業評価（事後評価）を実施することとしました。

2 事業評価の実施に当たって（事業評価書要旨の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当であったか、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があったか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られたか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られたか）の観点から検証を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

（１）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

（２）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

（３）評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法律に示されている必要性、効率性、有効性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

具体的成果

必要性の観点

効率性の観点

有効性の観点

総括

3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

8月3日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事業評価に関するご意見については、事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

各事業の評価結果

行政情報化の効率的な推進

1. 事業の目標、目的

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、「IT化に対応した業務改革」として、「主要業務システムについて、コスト削減、システム間連携を含む利便性、品質向上を目的として、平成16年度末までにシステム分析を実施する。」こと、及び「平成17年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。」こととされています。

本事業では、このようなシステム分析といった行政情報化の推進を適正かつ効率的に実現することで、当庁の検査・監督等の業務の適正な実施を支援することを目的とします。

達成目標

業務・システムの最適化計画を策定すること

2. 事業の内容

当庁の行政情報化の推進を効率的に実施するために、16年度において、以下の2つの事業を外部の専門業者に委託します。

(1) システム分析

庁内の規模の大きいシステムについて、「コスト削減」及び「システム間の連携を含む各システムの利便性及び品質向上」を目的としたシステム分析(システムの業務への適合性、利用技術やコストの妥当性の評価等)を外部の専門業者に委託します。そして、当庁においては、この結果に基づき現状のシステムの課題を明確化し、明確化された課題に対する改善方策を策定します。

(2) 行政情報化推進に係るコンサルティング

「電子政府構築計画」に掲げている「業務・システムの最適化計画の策定」をはじめとした行政情報化推進に係る業務のうち、当庁の職員のみでは実現が困難なものについて、外部のコンサルティング業者から情報技術や業務分析手法等(金融庁全体の情報化施策の企画・立案・総合調整に係る支援や情報システム調達に係る支援等)に関する専門的な支援・助言を受けます。なお、当庁においては、これに基づき「業務・システムの最適化計画」を策定します。

・16年度予算額(システム分析外部委託経費:42,024千円)

・16年度予算額(行政情報化推進に係るコンサルティング経費:42,905千円)

3. 評価

(1) 具体的成果

専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者に現行の業務・システム分析支援を依頼し、17年6月29日に業務・システムの見直し方針を策定しました。

また、当該見直し方針に基づき、18年3月28日に当庁の主要業務・システムについて、経費削減と業務処理時間の短縮を見込んだ業務・システムの最適化計画を策定しました。

最適化計画
金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画
疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画
有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画
金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画

(2) 必要性

当庁の行政情報化推進は、国固有の責務である金融機関等の検査・監督業務の適切な実施を支援するものであり、公共性が高く、国が直接行うべきものであったと考えています。

また、「電子政府構築計画」において、「平成16年度末までにシステム分析を実施すること、及び「平成17年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。」こととしており、早急に実施する必要がありました。

(3) 効率性・有効性

業務・システムの最適化計画を策定するにあたり、限られた人員により行政情報化の事務を効率的に行うため、高度な専門性を有するシステム分析の外部委託や行政情報化推進のための支援・助言を受けたことは、事務運営上、適正な手段であったと考えています。

また、行政情報化推進は、当庁の検査・監督等業務の適正な実施を支える効果を持つものであり、業務・システムの最適化計画を着実に実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

(4) 総括

「今後の行政改革の方針」（16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」とされており、策定された業務・システム最適化計画の下、最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

今後、業務・システム最適化計画に基づき19年度から2年間に亘り、次期システムの設計・開発のための予算要求等を行っていく必要があります。

有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化

1. 事業の目標、目的

証券取引法に基づく有価証券報告書等の企業内容等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化することにより、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高めることを目的として、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の開発・整備を行うものです。

達成目標

(1) EDINET による開示書類の提出会社数（内国会社）

17年6月末 4,500社（100%提出可能な状況の構築）

(2) 行政サービスの一環として行われているインターネットによる EDINET 情報の提供に対するアクセス件数（月平均）（以下、「EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）」）

16年7月～17年6月 113,000件

17年7月～18年6月 123,000件

2. 事業の内容

証券取引法に基づく企業内容等の開示書類の電子化については、平成13年6月に有価証券報告書、半期報告書等について、14年6月に有価証券届出書、発行登録書等について、15年6月には大量保有報告書等について、それぞれ電子媒体による提出が可能となるよう関係法令等の整備を行うとともに、順次、電子開示システムの構築を行いました。

16年度の事業内容としては、16年6月からの開示書類の電子媒体による提出の原則義務化による、通信量増大に対応するための通信回線の増速やシステム環境の変化に伴う対応のほか、利用者の利便性、効率性の更なる向上を図るため、開示書類の印刷機能や検索機能の拡充等を行うこととしました。

また、17年度は、EDINET に XBRL を導入すること、及び類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るためにシステムを再構築することを基本理念とした「有価証券報告書等の業務に関する業務・システム最適化計画」を策定しました。また、引き続き証取法関連法令の改正に伴う対応やセキュリティの強化等、システム基盤の整備を行いました。

・17年度予算額（275,216千円）

3. 評価

(1) 具体的成果

EDINET による開示書類の提出会社数（内国会社）については、17 年 6 月末時点で約 4,900 社となり、達成目標社数である 4,500 社を上回るとともに、100%提出可能な状況を実現しました。

また、EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）についても、16 年 7 月～17 年 6 月は約 152,000 件、17 年 7 月～18 年 6 月は約 277,000 件となり、それぞれの達成目標件数（113,000 件（16 年 7 月～17 年 6 月）、123,000 件（17 年 7 月～18 年 6 月））を大幅に上回りました。

（２）必要性

企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成しており、それが効率的に運営されることは、公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者保護のために必要不可欠なものです。

企業内容等の開示制度の電子化の推進により、EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数が大幅に上昇しており、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報へのアクセスの公平・迅速化に繋がり、それに伴う投資の拡大や発行体企業の資金調達の効率化向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資するものとして、引き続き、当該事業を実施する必要があると考えています。

また、当該開示制度の電子化の推進は、電子政府構築の先駆けとして取り組んできたものであり、諸外国においても国の機関が進めている公共性の高い事業であること、また、提出書類には、有価証券の発行者等の事業上の秘密の保持のため非縦覧となる情報も含まれていることから、引き続き、当該事業を国が実施することが必要であると考えています。

（３）効率性

本事業は、近年の情報・通信技術の飛躍的発達に伴い、企業内容等の開示制度の迅速化・効率化を図り、証券市場の更なる活性化のため、当該制度の電子化を推進するものであり、手段は適正なものであったと考えています。

また、企業内容等の開示制度の電子化の推進により、EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数が大幅に上昇しており、提出会社等における書類作成コストや投資家等における企業情報入手のためのコストの低減が図られたものと考えています。

（４）有効性

21 世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、12 年 5 月に「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立した後、13 年 6 月に有価証券報告書、半期報告書等について、14 年 6 月に有価証券届出書、発行登録書等について、15 年 6 月には大量保有報告書等について、それぞれ開示手続きの電子化が可能となるよう、関係

法令等の整備及びシステム構築に取り組んできました。

こうしたシステム開発・整備等の取り組みによって、13年6月の開示書類電子化の適用開始当初における EDINET による開示書類等の提出会社数は延べ約 500 社(13年6月末)に止まっていたましたが、16年6月末では延べ約 6,300 社に増加し、17年6月末には延べ約 8,300 社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数も、適用開始当初(13年7月~14年6月)の月平均は約 28,000 件でありましたが、16事務年度(16年7月~17年6月)は約 152,000 件、17事務年度(17年7月~18年6月)は約 277,000 件と大幅な増加傾向にある一方、各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、12年では年間 18,000 人を超えていたものが、17年には約 4,700 人まで減少しています。

このように、提出会社等における書類作成コストや投資家等における企業情報入手のためのコストだけでなく、各財務(支)局の証券閲覧室における事務負担も大きく軽減が図られたものと考えています。

(5) 総括

有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化については、事業の目標、目的の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

今後も EDINET の更なる基盤整備として、証取法関連法令改正に伴う様式変更対応、セキュリティ強化等の実施を通して、投資家の開示情報へのアクセス拡大を図る必要があります。

さらに、18年3月に策定した「有価証券報告書に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、可能な限り早期に最適化を実施する必要があることから、18~19年度にシステムの再構築を行うこととし、18年度予算において、必要なシステム構築のための経費が措置されています。

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

1. 事業の目標、目的

当庁においては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めています。また、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すこととしています。こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めてきています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、コングロマリット化の進展、預金取扱金融機関に対するパーゼルの導入など、状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

達成目標

効果的なオフサイト・モニタリングを行い、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保します。

2. 事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化においては、まずシステムの構造について、特定のデータ様式に限定されないなど、自由度の高いものへと再構築を行う必要があります。こうしたシステムの再構築により、徴求項目の追加・変更、多様な分析、業態横断的な運用など、柔軟な機能追加が可能となります。

コンピュータ・システムの機能強化に関する平成16年度の事業内容としては、預金取扱金融機関について、15年度のシステム再構築を踏まえ、徴求項目を追加するなどの機能拡張を行います。また、保険会社については、16年度にシステム再構築を行ったうえで、徴求項目の追加によるリスク管理・分析機能の強化等、システム機能の強化を図ります。なお、証券会社、保険会社については、17年度以降に再構築・機能強化を予定しています。

・16年度予算額(114,871千円)

3. 評価

(1) 具体的成果

徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステム(以下、「新システム」という。)に再構築し、16年10月より預金取扱金融機関を対象

に利用を開始しています。

新システムではオンラインでのデータ徴求が可能となり、監督部局及び預金取扱金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られたうえ、情報管理面においても安全性が高まりました。加えて、財務事務所までシステムが展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

(2) 必要性

コンピュータ・システムの機能強化は、国固有の責務である金融機関等の監督業務にかかるオフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務であると考えています。

監督部局の限られた人員により、バーゼル 導入等の状況の変化に対応しつつ、今後ともオフサイト・モニタリングを的確に実施するためには、これを支援するコンピュータ・システムの機能強化を早急に行う必要がありました。

(3) 効率性

新システムではオンラインでのデータ徴求が可能となり、18年3月末には全ての預金取扱金融機関がオンライン報告に移行しました。これにより、即時でのデータの形式的なエラーチェックが可能となるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られるとともに、財務事務所までシステムが展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となりました。

(4) 有効性

16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用可能となった新システムは、バーゼルの導入等の新たな行政課題への対応を想定し、徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応できるシステムとなっています。

また、新システムではデータを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能であるため、情報管理面においても安全性が向上しています。加えて、財務事務所までシステムが展開されたことから、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

今後、証券会社及び保険会社についても、新システムへ移行することにより、預金取扱金融機関と同様の効果が見込まれます。

(5) 総括

これまでの取組みにより、限られた人員・予算の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングをより効果的に実施すること

が可能となりました。

今後、証券会社及び保険会社についても、オフサイト・モニタリングの高度化、セキュリティの向上等を実現するために新システムへ移行していきます。

また、金融機関の業務の多様化、コングロマリット化の進展、バーゼル の導入等の状況変化を踏まえ、システムの更なる機能強化等の検討が必要であると考えています。

地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト

1. 事業の目標、目的

本事業は、

地域再生計画との連携によって地域経済の活性化等を目指すこと、
金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任
で主体的に金融商品・サービス等を選択できるよう、金融の仕組みや取引ルール等に
対する国民の知識・理解を深めること、
を目的としています。

また、本事業は、シンポジウム・研修参加者に対するアンケートで、

50%以上の回答者から、シンポジウム・研修の前に比べて投資意欲が向上したとの
回答を得る、

利用者満足度として、80%以上の回答者から、シンポジウム・研修のテーマについ
ての理解・関心が深まった旨の肯定的な回答を得る、

ことを達成目標としています。

2. 事業の内容

政府は現在、地域再生の推進に向けた取組みを進めています。 「地域再生推進のための
プログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講じるべき金融庁関連の
支援措置の1つとして、「投資家教育プロジェクトとの連携」(=自治体が行う投資家教育
プロジェクトへの副教材の提供、講師派遣等)が盛り込まれています。

これを受けて、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、支
援の一環として、「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、副教材の提供及び研修講
師の派遣を行います。

・17年度予算額(地域再生計画に対する支援:1,287千円)

・17年度予算額(シンポジウム開催経費:5,883千円)

3. 評価

(1) 具体的成果

地域再生計画の認定を受けた大阪府、千葉県と共催で、「お金の使い方と地域社会につ
いて考えるシンポジウム」を17年12月(大阪)、18年1月(千葉)に開催しました。

シンポジウムの参加者にアンケートを行った結果、

「シンポジウムの前に比べ投資意欲、投資についての学習意欲が湧いたか」との
設問に対し、「湧いた」、「どちらかといえば湧いた」と回答した参加者の割合が大阪
83%、千葉75%

「シンポジウムの内容を理解できたか」との設問に対し、「理解できた」、「どちら

かといえ理解できた」と回答した参加者の割合が大阪 95%、千葉 94%

「地域のコミュニティ活動に関心をもったか」との設問に対し、「関心をもった」

「どちらかといえ関心をもった」と回答した参加者の割合が大阪 85%、千葉 84%となり、当初の達成目標を達成しました。

(2) 必要性

地域再生計画は、地域経済の活性化と地域雇用の創造のため、地域の特性を踏まえた自治体の主体的かつ計画的な地域再生の取組みを国として支援する(「地域自ら考え、行動する、国は、これを支援する」)ものであり、高い公共性を有しています。

また、本事業は、「地域再生推進のためのプログラム」に掲げられた国が講じるべき支援措置を実施するものであり、国で行う必要があったと考えています。

(3) 効率性

本事業の具体的な推進手段としては、金融経済教育に自ら関心を持って取り組む自治体に対して、そのニーズに応じた支援を行うものであり、少ない時間と経費で効率的に金融知識を普及させることに資するほか、「地域再生推進のためのプログラム」においても講師派遣等は国の支援措置として明記されていることから、手段として適正であったと考えています。

また、教育という事業の性格上、これらの事業における効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、今回、シンポジウムの参加者にアンケートを行った結果、当初掲げた目標以上に多くの方から「シンポジウムの内容を理解できた」、「シンポジウムの前に比べ投資意欲、投資についての学習意欲が湧いた」との回答を得ており、地域において金融経済教育の一層の推進が図られることになれば、貯蓄から投資への流れが加速され、効率的で安定した金融システムや実体経済の実現に寄与することが期待できます。

(4) 有効性

今回、シンポジウムの参加者にアンケートを行った結果、当初掲げた目標以上に多くの方から「シンポジウムの内容を理解できた」、「シンポジウムの前に比べ投資意欲、投資についての学習意欲が湧いた」との回答を得ており、着実に国民の金融に関する知識・理解を深めることに効果を挙げたものと考えています。

なお、金融経済教育に自ら関心を持って取り組む自治体に対して、そのニーズを勘案しながら各種情報発信等を行うことは、金融経済教育に関する取り組みに地域的な広がりをもたらす効果が期待でき、金融知識の普及を図る上で有効な方法であると考えています。

(5) 総括

金融経済教育における各種施策の効果を最大限発揮させるためには、金融経済教育に自ら関心を持って取り組む自治体に対して、そのニーズを勘案しながら各種情報発信等を行うことが有効であると考えています。

既に地域再生計画の認定を受けた大阪府、千葉県の計画は、16年度を初年度として5～10年の計画期間を掲げており、国としては、自治体の求めに応じて、引き続き支援を実施していく必要があります。

また、今後、本事業に関して自治体から申請が提出・認定されれば、積極的な支援を実施していく必要があります。

1. 事業の目標、目的

アジアの新興市場国の金融行政当局担当者に対して、我が国の経験を踏まえた金融制度のあり方、検査・監督等の実務についての技術支援を実施することを通じて、各国の金融システムの安定や健全な発展に貢献するとともに、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定性の一層の向上に寄与することを目的としています。

達成目標

研修生による研修成果の活用状況（研修生に対するアンケート調査の結果）

2. 事業の内容

当庁はこれまで、アジアの新興市場国の金融行政当局の能力向上や人材育成を積極的に支援してきましたが、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの安定や健全な発展は、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性の向上において一層重要となっています。また、現在我が国とアセアン各国との間で進められている経済連携協定（EPA）締結交渉の過程においては、豊富な経験を有する我が国からの技術支援の実施が強く求められています。

こうした支援ニーズの増加や多様化に積極的に対応するため、平成17年度においては、以下の4つの事業を実施することとします。

（1）保険監督者セミナー

健全かつ効率的な保険市場の発展は、金融システムの安定性の向上に不可欠ですが、アジアの新興市場国の保険市場においては、引受能力やリスク管理能力が低い中小の保険会社が大半であることや、経験や人材の不足から保険監督当局の体制整備が不十分であるため、依然として保険市場は未成熟であり、効果的なリスク分散の妨げとなっています。そのため、適切な法制度のあり方や、規制・監督等の実務に関する支援を実施し、各国の健全な保険市場の発展を支援することとします。

（2）預金保険セミナー

現在、アジアの新興市場国は金融危機以降健全かつ安定的な金融システムの構築に向けた改革努力を継続しており、その一貫として預金保険制度を含む金融のセーフティネットの構築に取り組んでいます。そのため、我が国の経験を活かし、預金保険制度の構築を支援し、各国における健全な金融システムの発展を効果的に促進することとします。

（3）証券監督者セミナー

近年のグローバル化の進展により各国の金融当局の担当者が一定の認識を共有しつつ

規制監督行政にあたっていく必要性が高まっています。そのため、アジア新興市場国の金融規制監督当局に対し、日本の証券市場の規制・監督の実務を中心に、証券規制監督に関する基本的な制度や最近の課題等についてのセミナーを実施し、証券市場の規制・監督能力の向上を促進することとします。

(4) 証券法務執行セミナー

健全な証券市場の発展には、証券関連法に係る法務執行の適切性な実施を確保する必要がありますが、アジア新興市場国においてはこうした業務に関わる人材の育成が急務となっています。このため、我が国において同業務に携わる行政機関であり、海外諸国の同様の機能を持つ行政機関に対して研修を行うノウハウを有する証券取引等監視委員会の担う調査、検査、取引審査実務や、自主規制機関による自主規制業務にかかるセミナーの実施を通じ、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献することとします。

・ 17年度予算額(61,329千円)

3. 評価

(1) 具体的成果

17年度に実施した金融行政研修については、研修が終了して1か月程度を目処に研修生本人及び研修生の所属先に対して研修の成果が当局の能力向上に役立っているかを調査するためのアンケート調査を実施しました。同調査の結果、証券監督者セミナー、証券法務執行セミナー、預金保険セミナーにおいては(保険監督者セミナーについては調査実施中)、それぞれ回答者の7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ました。さらに、研修生回答のうち7割以上が帰国後「研修内容を他の担当者と共有した」としています。この結果から、研修成果が金融行政当局の能力の向上に有効に活用されているといえます。

(2) 必要性

本事業は、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性の向上を目的とするものであり、高い公益性を有しているとともに、新興市場国の金融行政当局の担当者を対象に実施するものであることから国が行うべき業務と考えています。

また、アジア金融危機以降の安定的な金融システムの構築に向けた努力の一環として、アジアの新興市場国の法制度や規制・監督体制は、徐々に改善されつつありますが、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性を確保する観点から、各国の取組みを支援する緊要性が一層高まっているといえます。また、アセアン各国との経済連携協定(EPA)交渉では、我が国の経験を踏まえた支援の実施は主要な論点の一つとなっています。

(3) 効率性

本事業の具体的な推進にあたっては、各国の研修員の受入による本邦研修を手段としましたが、多様な講師による講義などを通じ各国の具体的なニーズに応じた支援を効果的・効率的に行う上で適正な手段であったと考えています。

また、本事業における効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、我が国および参加国間の人的ネットワークの構築や各国当局人材の育成を通じ、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定性が確保されていくことは重要であると考えています。

(4) 有効性

金融システムの安定や発展は、金融制度の改善や金融行政当局の規制・監督能力の向上、金融インフラの整備、民間の取り組み等様々な要因が関連して実現されるものであり、本研修の実施による効果を図ることは困難です。ただし、前述のとおり、金融行政研修終了後に行ったアンケート調査の結果から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であり、「研修内容を他の担当者と共有した」ことが確認されており、研修成果は新興市場国の金融当局の能力向上に寄与したものと考えています。

(5) 総括

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。また、経済連携協定交渉が進展するなど、アジアの新興市場国との経済的繋がりが一層強化されてゆくなかで、我が国金融機関のアジア地域内での活動を支援する観点から、各国に対し我が国の技術や経験を発信し、各国の健全かつ効率的な金融市場の発展を支援する必要があると考えられます。このような考え方にに基づき、アジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア大洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に適時見直していくことが重要です。このような観点から、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを引き続き行う必要があります。